

○ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令案新旧対照表

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）		（傍線の部分は改正部分）	
改 正 案		現 行	
<p>（保育の内容）</p> <p>第三十五条 保育所における保育は、<u>養護及び教育を一体的に行うこと</u>をその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第三十五条 保育所における保育の内容は、<u>健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第十二条</u>第一項に規定する健康診断を含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める。</p>		